



令和4年度

宇和島市 中小企業者等応援事業

創業者も

宇和島市は頑張っている中小企業（個人事業主含む）を応援します。
8種のメニューで補助を行いますので、ぜひご利用ください。
（メニューの1～5、7、8については事業を営み始めて1年以上の方が対象。）

※制度の詳細、提出書類は宇和島市
ホームページでご確認ください。

宇和島市 応援事業 補助金

検索



新型コロナウイルス対策

コロナ対策メニューは、「中小企業者等新生活様式対応支援補助金」にて、別途実施しております。

【お問合せ・お申込み先】

宇和島市役所商工観光課商工係
担当 清家（せいけ）
電話 49-7080
メール shoko2@city.uwajima.lg.jp

1 研修をしたい、資格を取得させたい

上限 20万円
補助率 1/2

【人材育成事業】

「(1) 公的機関や研修機関等が行う職業技能に関する研修受講、試験又は検定受験」
「(2) 従業員等を対象とした(1)に規定する団体等から派遣される者が講師を務める研修の開催」を支援します。
※(1)……資格の更新は除く

【対象経費】

(1) 受講料、検定料 ※(1)……旅費は対象外
(2) 旅費、謝金（講師料）、賃借料（会場使用料、物品賃借料）、委託料

2 特許や実用新案等の権利をとりたい

上限 50万円
補助率 1/2

【産業財産権取得事業】

「特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の国内出願並びに外国出願」を支援します。

【対象経費】

出願料、委託料（弁理士費用、外国出願における現地代理人等に支払う経費、図面等作成費、翻訳料）、謝金



3 パッケージ等のデザインを刷新したい

上限 25万円
補助率 1/2

【デザイン企画製作事業】

「新たなパッケージデザイン、ブランドデザインの企画及び製造」を支援します。

【対象経費】

謝金、委託料 ※原材料費、印刷製本費、製版代等は対象外

※市のロゴマークを含めて新たに企画製作する場合は、補助上限額は30万円まで。



4 新卒者（大卒以上）を採用したい

上限 50万円
補助率 1/2

【大学新卒者人材確保事業】

「主として大学又は大学院の新卒者を採用する目的で行う宣伝及び求人サイトへの登録並びに就職説明会への出展又は開催」を支援します。

【対象経費】

広告宣伝費、求人サイト掲載料（ただし、令和5年3月31日までに支払った経費に限る。）、賃借料（会場使用料、物品賃借料）、出展料

申請期限

令和5年2月28日(火)

ただし、令和5年3月31日までに支払い等を含めて事業を完了させて、実績報告書を提出する必要があります。

5 プロフェッショナル人材を採用したい

上限 50万円
補助率 1/2

【プロフェッショナル人材確保事業】

『愛媛県プロフェッショナル人材戦略拠点』を利用したプロフェッショナル人材、又は、国『先導的人材マッチング事業』を使用したハイレベル人材の市内事業所への受け入れ」を支援します。

【対象経費】

給与及び社会保険料（就業を開始した月を含む最大6か月分。ただし、令和5年3月31日までに支払った経費に限る。）、登録人材紹介会社に支払う人材紹介手数料

6 新たに創業したい

創業者向け

上限 50万円
補助率 1/2

【新規創業事業】

「（1）市内での店舗又は事業所の開設」 ※登記事項証明書における本店…いわゆる本社を指します
「（2）市内に登記事項証明書における本店を有する法人設立」を支援します。

※対象者は、特定創業支援等事業による支援を受けた者。

【対象経費】

備品費※、工事費・修繕料・インターネット開設費・不動産取引手数料（店舗、事業所にかかるものに限る。）

※備品 …… 汎用性の高いものは対象外
（車両、パソコン、プリンター、カメラ、電話機（スマートフォン）等）



7 市内事業所へRPAを導入したい

上限 50万円
補助率 1/2

【RPA導入支援事業】

「市内事業所へのRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入」を支援します。

【対象経費】

RPAライセンス利用料、RPA導入費、保守委託費

8 事業継続計画・事業承継計画の策定をしたい

上限 20万円
補助率 1/2

NEW

【BCP・事業承継計画策定事業】

「事業継続計画、事業継続力強化計画若しくは事業承継計画の策定又は改定」を支援します。

【対象経費】

謝金、委託料

【注意事項】

- 宇和島市からの補助金交付決定通知書受領前に補助対象事業に着手（発注・契約・支出行為等）した場合は、補助対象となりません。
- 対象者は以下のとおりです。
 - （1）中小企業基本法に基づく中小企業者であって、以下の要件を満たす方
 - ①市内に住所及び事業所を有する個人
 - ②市内に登記事項証明書における本店を有する法人
（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人等は含みません。）
 - （2）組合等
 - （3）起業者 …… メニュー6のみ

<注>以下に該当する方は補助対象者となりません。

- （1）同一の事業に対して、他の補助金の交付を受けている者
- （2）補助金交付申請時に市税等を滞納している者
- （3）中小企業者又は組合等にあつては、市内で同一の事業を営み始めてから1年に満たない者
- （4）公序良俗に反する事業を行う者
- （5）前項に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者

- 補助金の計算・申請にあたっては、対象経費から、消費税及び地方消費税は除いてください。